ヤマギワ株式会社に対する買取決定について

2011 年 6 月 23 日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、2011 年 4 月 15 日に、株式会社企業再生支援機構法（平成 21 年法律第 63 号。以下、「法」という。）第 25 条第 4 項に規定する支援決定を行っておりましたが、本日、法第 28 条第 1 項に規定する買取決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
   ヤマギワ株式会社（以下「対象事業者」という。）

2. 買取決定に係る金額等
   ・対象事業者の対象債権の元本総額　１２，１０５百万円（A）
   ・うち買取りに係る債権の元本額　５２５百万円（B）
   ・うち対象事業者の事業再生計画に従って管理又は処分することについて同意された債権の元本額　１１，５７９百万円（A－B）
   ※　上記（B）の買取りは、①事業再生計画所定の会社分割により対象事業者から分割承継会社に承継される予定の債権の買取りを指し、このほかに、②債権の買取りに代えて、機構が対象事業者に融資を行い、対象事業者が当該資金をもって関係金融機関等に弁済する場合を含みます。
   ※　上記各金額は、支援決定時の債権残高を示したものであり、実際の買取り実行までの間に変更が生ずる可能性があります。

3. 主務大臣の意見
   内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣：　意見なし
   厚生労働大臣：　異存はない。ただし、企業再生支援機構は、事業再生計画の実施につき助言・指導するに当たっては、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者の雇用の安定等に配慮した労働者との十分な協議の場の確保をお願いする。

4. 金融支援額
   債権放棄額　８，２４６百万円
   ※　担保処分が見込額通りに実施されることを前提とした金額です。

5. 一般の債権の取扱い

今般の買取決定は、関係金融機関等との合意が整ったことを意味するものであり、関係金融機関等が対象事業者に対して有する貸付金等以外の一般の債権については、引き続き何ら影響はありません。

以上